

保育料減額・免除のごあんない

家庭の経済的事情などにより、申請に基づき保育料が減額・免除される場合があります。以下の条件に該当する場合は、お早めに保育認定・調整課入園担当までお問合せください。

《保育料が減額となる場合》

条件	減額内容	必要書類
児童が疾病等のため1か月以上継続して休園したとき (適用期間は2か月、一年度につき1回)	階層区分が2階層相当または保育料額が約5%低くなります。	保育認定・調整課入園担当にお問合せください。
災害により、住宅又は家財に損害を受けたとき	保育料額が約5%低くなります。	

《保育料の再計算によって減額となる場合》

再計算後、減額に該当しない場合もあります。

条件	必要書類
未婚のひとり親(婚姻によらないで母または父となった者であつて、現に婚姻(事実婚を含む。)をしていないもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料における寡婦(夫)控除のみなし適用申請書 ・申請者の戸籍全部事項証明書 ※世田谷区に本籍がある方は、寡婦(夫)のみなし適用の申請用に戸籍全部事項証明書を取得する場合、交付手数料が免除になります。 (必要に応じて追加資料を求める場合があります)
主たる稼働者が失業(本人都合による退職は適用外)したとき (適用期間は3か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料減額・免除申込書 ・雇用保険受給資格者証の写し ・退職所得の源泉徴収票の写し ※雇用保険の受給ができない方は、入園担当までご相談ください。

《保育料が免除となる場合》

条件	必要書類
里親	・保育料減額・免除申込書
生活保護法による保護を受けたとき	・保育料減額・免除申込書

裏面へ続きます

《適用期間》

減額・免除は、申込日の翌月から適用します。

□その月の1日の申請は、その月から適用します。

□1日が土、日曜、祝日の場合、翌開庁日に受け付けた申請は、その月から適用します。

□9月は9月24日(火)までの申請をその月から適用します。

減額・免除の適用期間は、原則として条件が終了するまでです。

《申込方法》

必要書類を、保育認定・調整課入園担当に郵送してください。

申込書は保育課、区内認可保育園等の各保育施設、各総合支所子ども家庭支援課にあります。また、区のホームページからもダウンロードできます。

必要書類は条件により異なりますので、保育認定・調整課入園担当に事前にお問合せください。

世田谷区のホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

『テーマから探す』⇒『入園・入学』⇒『保育施設・事業』⇒『認可保育園に在園されている方』⇒『保育料について』

《その他》

複数の条件に当てはまる場合は、もっとも有利な条件ひとつについて減額をします。

減額・免除は、その条件が発生していても、申込みがなければ適用できません。お早めに保育認定・調整課入園担当にお問合せください。

【お問合せ・提出先】

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 保育担当部 保育認定・調整課 入園担当

TEL 03-5432-1200 (入園担当専用) FAX 03-5432-1506